

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天草市長 馬場 昭治

市町村名 (市町村コード)		天草市 (432156)
地域名 (地域内農業集落名)		碓石地区
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年2月6日(第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	27.3ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	27.3ha

(2) 地域農業の現状と課題

当地区は中山間地域等直接支払制度の構成員が中心に営農活動に取り組んでおり、中山間直接支払事業を活用し令和6年度からドローン導入による共同防除作業によるスマート農業を実践。また、地区内の耕作放棄地等を抑制するため、事業創設当初から多面的機能支払事業にも取り組んでいる。
しかしながら、近年、高齢化・後継者不足が進展し、担い手の確保が急務となっている。
そのため、中心経営体となる担い手への農地の集積・集約化の取組みを行っていく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

中山間地域等直接支払制度の構成員を中心として、地域の内外から農地を利用する担い手や雇用就農者を確保し、農地の集積・集約化を進めながら、主要作物として水稻、WCS、さらに水稻裏作となる高収益作物の作付けの取組みによる複合化を図る必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

中山間地域等直接支払制度の構成員を中心に地域の担い手となる新たな雇用を図っていく。また、地域の内外から農地を利用する者を確保し、担い手となる新規就農者等の育成に対し、集落全体で支援体制を構築し営農の定着を促進する。

(2) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積は23.7ha(令和6年度時点)
後継者不在の農用地を担い手に集約化することで、担い手が利用する農地面積増加を進める(令和7年度から)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（必須項目）

（1）農用地の集積、集団化の取組
地区内の若い農業者等を育成しながら、農地中間管理機構を活用し、農地集積を推進する。また、共同活動を強化し組織化への取組を図る。
（2）農用中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を集約しながら段階的に集積・集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組
H5、H15年ほ場整備実施済
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び天草市担い手育成支援協議会等と連携して、地区内外からの多様な経営体を地区へ呼び込み、地域全体で栽培技術や生産活動など、新たな担い手の育成を行う。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業効率化が期待できる草刈り、防除等の作業の共同化や、農作業の受委託等を碓石営農組合と中山間地域等直接支払制度の構成員が連携して進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		
<p>【選択した上記の取組内容】</p> <p>①イノシシ被害が拡大しないように必要に応じて防護柵等を設置する。 ③ドローンによる共同防除する農地面積を増やす。また、作業省力化のため新たな技術についても導入を検討する。 ⑦多面的機能支払事業の活用により農業施設の保全を行い、営農に取り組みやすい環境整備を継続する。</p>									